

## 【 検 査 基 準 の 目 安 】

評価点表

点数	評価判断基準（評価点表）
S	未登録車または登録 12 ヶ月以内で走行距離 10,000km までの基準を満たしている車両
6	登録 36 ヶ月以内で走行距離 30,000km までの基準を満たしている車両 キズ凹等があっても加修対象とならないもの
5	走行距離 50,000km まで。内外装にキズ凹等が多少あるが、軽微な加修ですむもの。 補修跡があっても状態がよく範囲の小さいもの。
4.5	走行距離 100,000km まで。内外装に補修跡があっても範囲が大きなく、キズ凹があっても多少の加修で済むもの。
4	走行距離 150,000km まで。内外装に補修跡があっても状態が良好なもの。 キズ凹・錆等の加修が必要なもの。
3.5	内外装の補修跡が多少難な状態なもの。 キズ凹・錆等加修の必要な箇所が若干あるもの。
3	内外装の補修跡が難なもの。キズ凹・錆等の加修仕上げを要するもの。
2	内外装の補修跡が多く難なもの、又は再仕上げを要するもの。 加修仕上げを要する部分が全体にあるもの。
1	冠水車及び消火剤散布跡車
R	修復歴車
ブランク	評価無し・未修復車
<b>上記以外の点数制限</b>	
* 5 点を上限とするもの ・ 職権打刻車（国産車のみ適用）	
* 4 点を上限とするもの ・ 色替え車（元色と異なる全塗装の場合）	
* 3.5 点を上限とするもの ・ 走行不明車（#）及び改ざん車（*） ・ 修復歴車の定義に関わらない溶接止め部分を交換したもの（クォーターパネル、ステップ、バックパネル等） ・ 修復歴車としなかった骨格損傷車 ・ ラジエーターコアサポート単体交換車	

## 内外装の評価基準

<p>* 外装補助評価点</p> <p>a 新車状態同様のもの</p> <p>b 傷凹等が多少あっても加修の必要がないもの</p> <p>c 傷凹等が多少あるが軽微な加修で済むもの</p> <p>d 傷凹・錆等があり仕上げを要するもの</p> <p>e 傷凹・錆等が多数あるもの</p>	<p>* 内装補助評価点</p> <p>a 新車状態同様のもの</p> <p>b 若干の汚れ程度（ルムクリングで回復する程度）のもの</p> <p>c コゲ等で跡が残っているものが数個程度あるもの</p> <p>d 部品を交換して元に戻る程度の状態のもの あるいは破れ、汚れの程度が悪いもの</p> <p>e 再生不能状態のもの</p>
---	--

## 外装表示基準

ボディ B	B 1	1 cm × 1 cm以下の凹み・エクボ（横から見ないと分らない程度）
	B 2	1 cm × 1 cm程度の凹み（正面から見て分かる程度）
	B 3	こぶし大程度の凹み
	B 4	20 cm × 20 cm以上の凹み
	B 5	1 区画全体またはそれ以上にわたる凹み、交換要する場合あり
キズ P	P 1	5 cm以内の小傷
	P 2	1 区画の 1 / 4 程度の小傷
	P 3	1 区画の 1 / 2 程度の小傷
	P 4	1 区画の 3 / 4 程度の小傷
	P 5	1 区画全体にわたる傷
加修跡ペイント W	W 1	仕上がりが良好なもの
	W 2	加修Wが若干目立つもの
	W 3	加修Wが大きく目立つもの、または再仕上げを要するもの
線キズ	A	
腐食有	C	
跡 有	M	脱着
サビ有	S	
凹み有	U	
交換要	×	交換を要する損傷
取替済	××	

\* 外装に関しては、検査員が支障なしと判断したもの（B1・P1を含む軽微なもの）は表記致しませんので現車を確認の上セリに参加して下さい。

## ガラスの各状況の定義

キズ	ボールペンのペン先位のもの
飛石	傷より大きい、スジの入っていないもの
スリ傷	ワイパー傷等のものヒビ飛石の状況で、2cm 位までのスジが入っているもの
割れ	ヒビより大きく、リペアが不可能なもの
×	交換を要する損傷
取替済	××

## 【リサイクルコーナーの取扱いについて】

1. リサイクルコーナーの出品車は、車両検査を行わず基本的にはノークレームのため、必ず下見をすることとする。
2. リサイクルコーナーの出品基準は、事故または機関・機構等の不良箇所があってもけん引等による移動が可能なものとする。ただし、通常出品の場合でも当商組にて出品不適当と判断した場合は、このコーナーへ変更ができるものとする。
3. 出品する場合は、損害保険の手続きが完了して書類の提出ができるものとする。ただし、当商組が出品車として不適当と判断した場合は出品を認めない。
4. セールスポイント・装備品・冷房については記載があっても無効扱いとする。  
(特に、装備品のエアバック記載があり作動不良でも無効扱いとする。)
5. 天候等による車内の汚れ・装備品の不具合については、当商組では責任を負わないこととする。
6. 接合車は基本的に出品はできない。
7. 盗難車等所有権の移転に法的問題のある車両・接合車・冠水車・消火器散布車・メーター改ざん車・メーター交換車・燃料・シフト・ドア数・車名・型式・年式・グレード等、当商組が認めたものはクレームの対象とする。
8. 上記のクレームは受付期間・裁定基準とも現行規定に順ずるものとし、上記以外は、機関・機構・欠品等でも一切ノークレーム扱いとする。なお、加修費については車両代を上限とする。
9. 冠水車・消火器散布車については、出品申込書に記載をして出品することとする。
10. 出品申込書に記載がなく再検査の結果「冠水車」「消火器散布車」「接合車」と判定された場合はクレームとする。このコーナーでの「冠水車」のクレーム受付は、オークション当日を含む 5 日間とし、クレームの対応はキャンセルのみとする。その際のキャンセルにかかる諸経費（陸送代・加修費・その他実費）は請求できない。
11. 当日出品車で現状車と判断された車両は出品不可とする。その場合は、次回開催のリサイクルコーナーへの出品対象とする。